2026年11月13日

内閣府こども家庭庁
内閣府特命担当大臣 中司 宏 様
厚生労働省 上野 賢一郎 様

全日本民主医療機関連合会
会長 増田 剛

院内保育所充実に向けた要請書

貴職におかれましては、保育・子育ての充実ならびに国民の暮らし、福祉・医療の推進に日々尽力いただいておりますこと、心より敬意を表します。

院内保育所は長年にわたり、一般的な認可保育所では対応が困難な夜間保育、24 時間保育、休日保育、病児・一時保育など、医療従事者の多様かつ不規則な勤務体制を支えてまいりました。処遇面での課題や恒常的な保育士不足に直面しながらも、地域の医療提供体制を守るために使命感を持って運営を継続しております。

昨年度改定において、地域医療介護総合確保基金における院内保育所運営費当の標準単価が引き上げられたことは、地域医療の維持・推進における院内保育所の重要性を評価いただいたものと受けとめております。しかしながら、病院自体の厳しい経営環境等を背景に、現場で働く保育士の確実な処遇改善にまで十分結びついていな実態が依然として散見されます。子どものいのちを等しく預かる施設として、院内保育所に従事する職員への確実な処遇改善を強く求められます。

子どもたちがどこに生まれどこで育っても、格差なく安心・安全で質の高い保育環境が保障されることは私たちの切なる願いです。「こどもまんなか実行計画2026」に掲げられた「こどもと子育てに関わるすべての人のウェルビーイングの向上」および「こどもの命と安全を徹底して守る」方針に則り、日本の医療現場を根底から支える院内保育所とそこで過ごす子どもたちに対し、実効性のある背策を講じていただくよう強く求めます。

つきましては、下記について具体的かつ誠意ある回答および対策の実施を要請いたします。

記

1.医療現場を支える院内保育所の安定的運営に向けた対策

(1)院内保育所が認可基準を満たしているにもかかわらず、自治体の判断や定員管理等を理由に認可施設への意向が進まない実態を把握すること。また、医療従事者の勤務形態や夜間・休日勤務等の特殊性を踏まえ、認可・整備が円滑に進むよう、国から自治体に対して必要な助言・指導を行うこと。

(2)2025年10月14日付の厚生労働省通知に基づく地域医療介護総合確保基金の標準単価の引き上げについて、すべての都道府県・自治体の院内保育所運営費補助制度において今年度より確実に反映されるよう、国から自治体へ強く働きかけること。

(3)各都道府県における院内保育所運営費補助制度について、国の標準単価の反映状況等を把握し、全国の実施状況を広く公表すること。併せて、各自治体の補助要綱等を所管省庁のウェブサイト等で容易に閲覧・比較できるよう一覧化し、情報提供を拡充すること。

(4)夜間・日祝日保育において、利用者の急な勤務変更や当日キャンセル等で実際の預かりが発生しなかった場合であっても、受入れ体制維持のために配置した保育士の人件費・固定費を補助対象として認めること。

（5）院内保育所に対する運営費補助の算定区分（対象保育士数・児童数等）について、現場の実態および国の定める安全基準に見合った適切な水準へ見直すこと。

2.企業主導型保育事業における院内保育施設への支援強化

（1）制度創設前からの在籍児童が助成対象外とされている問題について、現在も継続して保育を必要とする児童を抱える設置母体（病院）の経営負担を軽減するため、実態に応じた柔軟な助成制度へ見直すこと。併せて、当該助成対象外児童に関する現在の検討状況と今後の対応方針を明らかにすること。
（2）障害児受入れに伴う専門的ケア体制を確保するため、障害児加算の要件を「1名からの受入れ」で適法可能とし、対象児童数に応じて１人ずつ加算される仕組みへ改めること。
（3）定期利用児童の利用がない日であっても、休日勤務等の医療従事者による一時保育の利用ニーズに柔軟に対応できるよう、定期利用の有無にかかわらず楷書・運営が可能な制度設計へと見直すこと。

3.事業所内保育事業等の認可保育所における制度改善

（1） ４月～９月期の０歳児保育において「定員定額制」給付を導入すること。一部自治体で先行実施されている欠員に対する人件費補助等の好事例を国として集約・制度化し、自治体の財政力による格差が生じない一律の財政支援措置を創設すること。
（2） １歳児の「5 対 1」配置改善加算における平均経験年数等の算定要件を撤廃すること。手厚い職員配置を早期に実現している施設が不合理に除外されることのないよう、適切な配置実態そのものを評価する仕組みに改めること。
（3） 3～5歳時の定員枠設定について、施設の受入れ余力や地域の現場ニーズに応じて柔軟な変更・定員弾力化が認められるよう、地方自治体に対する指導・助言を徹底すること。
（4）医師や看護師等の不規則なシフト勤務・短時間勤務の実態に合わせ、月間就労時間の下限基準（保育必要量基準）の硬直的な運用を全国一律で緩和し、柔軟な受託を可能とすること。
（5）土曜日の開所体制を維持するための職員配置人件費等は固定的に発生している実態にかんがみ、実績のみをもって減額を行う「土曜日閉所減産措置」を廃止すること。
（6）病院内保育所に対する公定価格の支給制限（84％制限）について合理的な算定根拠を示すこと。

4.病児保育事業の安定運営と機能強化

（1）病児・病後児保育事業に従事する保育士を処遇改善等加算の正式な対象とし、専門性を適切に評価して処遇向上と人材確保を図ること。代替職員の確保が困難な現状を改善し、安定的な開所体制を構築すること。
（2）病児保育の広域利用を全国規模で推進するため、国が主導して都道府県・市町村間の広域連携協定の締結や利用手続きの共通化を強力に促すこと。

以上

連絡先：全日本民主医療機関連合会 〒113-8465 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター7 階
電 話：03-5842―6451 保育世話人会事務局